

## 議案第8号

### 国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成5年3月23日議決）の一部を変更し、平成30年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように変更する。

変 更 後			変 更 前		
国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金			国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金		
事業名	市町村	市町村負担金の額	事業名	市町村	市町村負担金の額
略			略		

直轄耕地災害 復旧費負担金 (平成22年度事業 で実施する西高 尾ダムに係るも のに限る。)	略	
	琴浦町	負担基準額の1,000分の108.85 に相当する額の範囲内で知事が 別に定める額 なお、負担金の支払方法は、 北栄町と同様とする。

直轄土地改良 施設突発事故復 旧事業	米子市、 境港市、 琴浦町、 北栄町、 大山町、 伯耆町及 び江府町	事業費の額の1,000分の34に相 当する額の範囲内で知事が別に 定める額 なお、負担金の支払方法は、 支払期間(据置期間を含む。) を17年、据置期間を2年とし、 支払期間の始期を事業が完了し た年度の翌年度とし、利率を国 債の利率を基礎として農林水産 大臣の定める率とする元利均等 年賦支払の方法(据置期間中の 各年度に係る利息については、 当該年度支払の方法)(市町の申 出があるときは、その全部又は 一部につき一時支払の方法)に よるものとする。
--------------------------	--	--

直轄耕地災害 復旧費負担金 (平成22年度事業 で実施する西高 尾ダムに係るも のに限る。)	略	
	琴浦町	負担基準額の1,000分の108.85 に相当する額の範囲内で知事が 別に定める額 なお、負担金の支払方法は、 北栄町と同様とする。